

別表1 別記1ア(ア)又は別記2ア(ア)に該当する事業所・施設等

対象事業所・施設等(※1)		基準単価 (千円)	単位	補助額
1	通所介護事業所	通常規模型	537	事業所
2		大規模型(Ⅰ)	684	事業所
3		大規模型(Ⅱ)	889	事業所
4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		231	事業所
5	認知症対応型通所介護事業所		226	事業所
6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564	事業所
7		大規模型(Ⅰ)	710	事業所
8		大規模型(Ⅱ)	1,133	事業所
9	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		27	定員
10	訪問介護事業所		320	事業所
11	訪問入浴介護事業所		339	事業所
12	訪問看護事業所		311	事業所
13	訪問リハビリテーション事業所		137	事業所
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		508	事業所
15	夜間対応型訪問介護事業所		204	事業所
16	居宅介護支援事業所		148	事業所
17	福祉用具貸与事業所		—	
18	居宅療養管理指導事業所		33	事業所
19	小規模多機能型居宅介護事業所		475	事業所
20	看護小規模多機能型居宅介護事業所		638	事業所
21	介護老人福祉施設		38	定員
22	地域密着型介護老人福祉施設		40	定員
23	介護老人保健施設		38	定員
24	介護医療院		48	定員
25	介護療養型医療施設		43	定員
26	認知症対応型共同生活介護事業所		36	定員
27	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)		37	定員
28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)		35	定員

以下に定める額を基本に予算の範囲内で補助する。

・令和5年10月1日以降に支給された「割増賃金・手当」のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。

・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。

・なお、事業所・施設等のうち特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せする(ただし、令和5年4月1日から令和5年5月7日までに生じた補助額については、別記1ア(ア)⑤を、令和5年5月8日以降に生じた補助額については、別記2ア(ア)④を除く)。

- ※1 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、
- 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別により補助する。
  - 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別により補助する。
  - 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。